

酒井たくや

中野区

サカタク通信

29年
新春号

発行/ 民進党議員団 中野区中野4-8-1 Phone: 03-3228-8876 Fax: 03-3389-8718



Q 平成27年度、28年度当初課税時における東京23区全体のふるさと納税による特別区民税の減収額は？（寄附金税額控除額）

A 27年度は約24億5千万円、28年度は約130億7600万円になります。

Q 27年度から28年度で5倍になっている。都市部においての影響は非常に大きく、今後増加することが容易に予想され、危惧している。

中野区の特別区民税への影響額の経緯は？

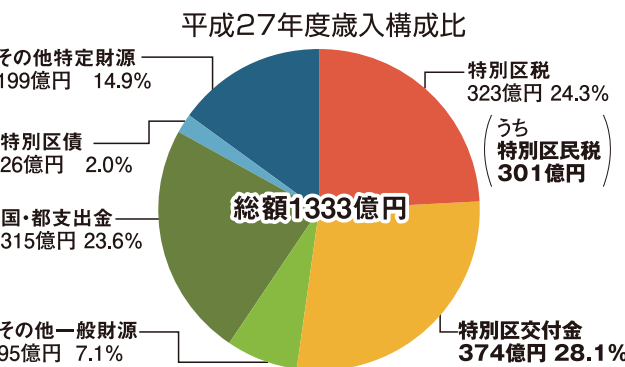
A 平成25年度は1600万円、26年度は2900万円、27年度は8200万円、28年度は3億6000万円と増加傾向で4年間で20倍にもなっており大変危惧しております。

Q 特別区交付金は、本来は地方税である市町村民税法人分（法人住民税）、固定資産税、特別土地保有税の調整3税を東京都が課税・徴収をし、特別区55%東京都45%と分け合い各区の財政需要に見合い、配分されます。特別区交付金の原資である法人住民税が平成26年度の税制改正において一部国

Q 特別区交付金は、本来は地方税である市町村民税法人分（法人住民税）、固定資産税、特別土地保有税の調整3税を東京都が課税・徴収をし、特別区55%東京都45%と分け合い各区の財政需要に見合い、配分されます。特別区交付金の原資である法人住民税が平成26年度の税制改正において一部国

Q 特別区交付金は、本来は地方税である市町村民税法人分（法人住民税）、固定資産税、特別土地保有税の調整3税を東京都が課税・徴収をし、特別区55%東京都45%と分け合い各区の財政需要に見合い、配分されます。特別区交付金の原資である法人住民税が平成26年度の税制改正において一部国

Q 特別区交付金は、本来は地方税である市町村民税法人分（法人住民税）、固定資産税、特別土地保有税の調整3税を東京都が課税・徴収をし、特別区55%東京都45%と分け合い各区の財政需要に見合い、配分されます。特別区交付金の原資である法人住民税が平成26年度の税制改正において一部国



国は特別区交付金の原資である法人住民税を一部国税化し、その全額を地方交付税の原資とする見直しを強行しました。これは受益と負担に基づき、応益課税という地方税の原則を歪め、地方分権の流れに大きく逆行するものである。国は消費税10%の段階においては、さらに拡大する考えであります。法人住民税は自治体固有の財源であり、一部国税化は改めるべきです。

また平成28年度税制改正の大綱にある法人実効税率の20%台への引き下げの影響額の試算は？

A 28年度の影響額は23区で83億円の減額と見込んでいる。

Q 28年度の影響額は23区で83億円の減額と見込んでいる。

A 28年度の影響額は23区で83億円の減額と見込んでいる。

27年度決算について 区の基幹収入である特別区民税と特別区交付金の原資が地方に流出

平成28年第三回定例会 決算特別委員会

ふるさと納税による特別区民税の減収について

ふるさと納税に
ついての見解

税化がなされた。これによる影響額はどのようなものか？

まとめ

平成28年第二回定例会

— 災害対策について —

①災害対策本部について

Q 大災害時の初期対応は極めて重要であり、中野区災害対策本部の迅速な立ち上げと円滑な運営が求められます。

職員の区内在住率は20%で、近隣区在住を含めても30%未満です。災害対策本部の要職を務める管理職の区内在住率は14.4%と、より低い割合にもなります。

休日や夜間に災害が発生した際にも、災害対策本部が機能するような実効性のある体制の見直しが必要ではないか。

A 一定の距離内に居住する幹部職員を中心に、発災後直ちに参集する体制を敷き、参集状況に応じて、順次体制を充実していくこととしております。

②避難所機能を高めよ！

Q 都の試算では、大震災時に92万人の帰宅困難者が発生するとある。現状、都内の一時滞在施設では25万人しか受け入れることができず、避難所に帰宅困難者が多数流れていくことは容易に予想される。

避難所が足りなくなる事態を含め、幅を持った想定ができていないか。避難所規模の見直しや避難所スペースの確保に努めるべきです。また想定以上の避難者数が発生した場合の対応を検討すべきだ。

A 想定を大きく超えた避難者が発生した場合等につきまして、

今後さらに検討していきたいと考えております。

③福祉避難所の整備を！

Q 福祉避難所とは、介護の必要な高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われる避難所です。

熊本地震においては、思うように開設されませんでした。

現在の区の考え方では、一時避難所で避難生活を続けることが困難な場合、福祉避難所を順次開設していくという考えです。これでは開設まで時間をかなり要すると考えます。

また、一時避難所全てが1階でバリアフリーの機能が完備されているわけでもありません。避難所全体のあり方も検討しながら、発災当初から開設できる福祉避難所を検討すべきでは。

A 福祉避難所として活用できる施設の確保に努めて参ります。

— 未収金について —

④債券の一元管理を！

Q 平成26年度決算値での収入未済額は、強制徴収公債権の合計は50億1,300万円、非強制徴収公債権は6億300万円、私債権は1億5,700万円など、全体で計61億円に上ります。

その他、子育て支援について四点質疑を致しました。

- ①子どもの貧困対策について（基礎自治体として主体的な取り組みを）
- ②保育行政について（待機児童解消のための保育士と事業者確保の方策）
- ③子どもの居場所について（U18、児童館、キッズプラザのあり方）
- ④ダブルケアについて（育児と介護の同時進行への支援の必要性）

酒井たくや

酒井たくや事務所

164-0003

東京都中野区東中野4-25-5-604

TEL/FAX 03-5386-2838

MAIL takuya117@kcd.biglobe.ne.jp

1974年1月17日兵庫県淡路島生まれ 大阪学院大学法学部卒業
会社員、お笑い芸人活動、アントニオ猪木営業軍団トップセールスマン、政治家秘書を経て、2003年初当選 現在4期目
民主党議員団幹事長歴任、東中野4・5丁目町会青年部、東中野本通り商店会共栄会青年部、中野消防団第六分団班長、青少年育成昭和地区委員会体育部副部長、東中野鯉のぼり祭り実行委員会委員長

家族 妻・娘 趣味 野球・プロレス観戦 神輿・お祭り全般

さかたくブログ



土地・建物などの公有財産の適切な管理について

問 27年度決算における寄附金の総額はいくらか。

答 285万259円となっています。

問 土地・建物の寄附は。

答 中野三丁目に所在する土地及び建物の寄附が1件ございます。

問 金額に換算するとどれ位か。

答 土地価格が1億7500万円余、建物が5300万円余、合計2億2800万円余の評価額でございます。

問 決算書などで読み取ることができますか。

答 物件の所在地や、その取得原因、評価額については記載してございますので、詳細の把握まではできない状況でございます。

問 寄附金は1円単位まで決算書で見ることができると、土地・建物に関しては詳細が見えない。土地・建物などの公有財産も区民の財産である。把握できるよう決算資料を改善すべきでは。

答 決算関係資料の中で、どのように盛り込むことができるのか、調査研究する。

負担付贈与について

問 区が土地・建物などの寄付を受ける際、一定の条件が付された贈与であつて、その条件に基づく義務を履行しない場合、契約上の効力に影響を及ぼす負担付贈与というものがある。議会の議決を経るもので、期限がなければ、その負担付贈与の効力は永久とも聞いている。

昭和38年、第二回定例会の10号議案の東京都からの小・中学校の用地についての負担付贈与の内容は。

答 第八中学校用地につきましては中学校用地として、西中野小学校用地につきましては小学校用地として、用途指定のある贈与でございます。なお、期限についての明記はございません。

問 両校ともに、学校再編2次計画において再編の対象になっている。どのようになっているか。

答 第八中学校校舎を建て替えて、平成35年度に西中野小学校と鷺宮小学校を統合した新しい小学校にする予定です。西中野小学校は統合後の用途は決まっております。

問 次に、昭和37年の80号議案、都から区への保育園の移管について、南台二丁目にあった前原保育園の負担付贈与があります。この内容は。

答 贈与する土地・建物等を区立保育園の用に供する事との要件が付されてございました。こちらも期限についての明記は特段ございません。

問 現在どうなっているか。

答 現在、保育園ではなく南台二丁目地区防災街区整備地区計画に基づく地区施設道路及び権利者用代替地となっています。

問 このように東京都から保育園として負担付贈与を受けたもにかかわらず、今は道路と建物になっている。

また、小中学校として負担付贈与を受けたにもかかわらず、今後の用途は変わってしまう。都との協議も怠っており、土地、建物などの公有財産の管理の甘さが散見される。

公有財産は区民の財産である。事業や計画などを進める際でなくとも、平時から各所管が持つ施設や用地などの行政財産について、これまでの経緯も含めしっかりと把握をされ、適切な管理を行うべきだと考える。あわせて、用地・管財担当を持つ経理分野において、全庁的に公有財産の管理を徹底すべきだが、どうか。

答 指摘を重く受けとめている。今後は、こうした各事業部が所管する公有財産、その事業部と公有財産を統括的に管理しなければならぬ経営室、その連絡調整であるとか、連携を一層強化し、今回の指摘事項を検証し、改善策を施し、今後、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

決算特別委員会 建設分科会 魅力ある公園について

問 区は公園の利用率・満足度の数値を向上させていく考えだが、現状の「ボール投げもできない」「犬も入ることができない」「否定ありきの公園では区民が身近に感じ満足度の高い公園とはならず、数値の向上は望めないと考える。

ルールを整理し「出来ない公園」から「出来る公園」へ変革していく必要がある。どのように考えるか。

答 どここの公園でも一律に何でも禁止ということではなくて、ボール遊び、ペットの同行等が出来る、「新しい公園の利用方法、ルール」をお示したいと考えている。

問 区として現状魅力ある公園整備に関する考え方や基本方針は持っているのか。

答 禁止事項、やってはいけないことだけをルールとしてまとめているのが現状です。

要望 他区では魅力ある公園の整備に関する考え方基本方針などを定めている。

参考にし、区民が近くにある公園に親しみをもち、キャッチボールも出来、ペットの散歩も出来るような、魅力ある公園整備を求め



JR東中野駅東口 バリアフリーについて

問 27年度に取り組まれた東中野駅東口バリアフリーについての調査の内容は。

答 東中野駅東口周辺の現地の状況、あるいは駅や駅周辺の現状のバリアフリー化の状況、自由通路等をつくったとした場合の条件・課題の整理等を行い、J・Rと調整中である。

問 J・Rの考えは原則1駅に1つバリアフリー化するという考えであったが、平成25年にバリアフリーに関する国の指針が変更された。それにより東口のバリアフリー化も進展するのではないかと、見解は。

答 指針が変更になり、巨大ターミナル以外でも2ルート目のバリアフリー化ルートをつくる際の条件的なものが示されました。それを受けて、東中野駅もそれが適用できると判断し、現在、鋭意取り組んでいるところである。

要望 東中野駅東口は二度階段を上つて、もう一度降りなければホームにたどり着けず、近隣の駅を見ても、このような駅は無い。高齢者、乳幼児親子にとつては大変な負担である。

地域の方々にとっては、東中野駅東口のバリアフリーは長年の悲願である。遅れることが無いよう、J・Rとの協議も含めてしっかりと対応されるよう要望する。



区立幼稚園の廃園をしないこと についての陳情に賛成

区は28年1月、新しい中野をつくる10か年計画第3次(改定素案)の中で、区立幼稚園を全廃し民間こども園へ転換する方針を示しました。

それに対し、区立園存続を願う陳情が出され、28年第三回定例会において賛成多数で陳情が可決されました。民進党議員団としての陳情の賛成理由の抜粋を紹介します。

逆ではないでしょうか。

まず区として就学前教育、特別支援教育の充実に向けた考えがあり、その上で、区立園を存続させるべきか、別の形にすべきかの判断がなされるべきです。

「区の幼児教育に対する考え方を示し、その中で区立園のあり方をしっかりと位置づけるべき」という指摘は、11年前、みずのとう・やよい幼稚園の廃園の議論の中でもなされてきたものです。廃止の方針が唐突に示されたこと、それが廃止の影響が出る学年の募集が終了した後であったことなども、11年前と共通する問題です。11年前の区民の切実な声・議会の真摯な議論を行政がどのように受けとられて来たのか、疑問を持たざるを得ません。

就学前教育の充実に向けた検討の中では、保幼小中の連携強化を図っています。こうした施策を進めるにあたっては、その時々現場の状況や課題を的確に把握しておくことが求められます。

そして、そのためには区として幼児教育の実践の場を持っておくことが欠かせません。また、区としての幼児教育、就学前教育のモデル、スタンダードを考えていくにあたって、やはり区が直接運営する幼児教育の現場を持っておくことは非常に重要であると考えます。



イラスト:ひがしなかの幼稚園HP参照